

歯科外来診療における医療安全対策に関するお知らせ

当院は、歯科外来診療における医療安全対策につき、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届け出ている保険医療機関です。

当院では、歯科診療に係る医療安全対策について、下記のとおり取り組んでおります。

○医療安全管理、医薬品業務手順等、医療安全対策に係る指針の策定

○医療安全対策に係る研修の定期的な受講及び職員への定期的な
研修の実施

○安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等をの設置

※設置器具：A E D、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、
救急蘇生セット